

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

町が確認書(又は申請書)を受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和5年6月1日時点で豊山町に住民登録のある場合に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和5年7月3日（月）
～令和5年10月31日（火）

【申請書配布先】

豊山町 福祉課 福祉グループ

詳しくは裏面「II」へ

支給手続や支給要件の詳細は、裏面をご確認ください。

給付金の支給手続

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、豊山町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、豊山町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 豊山町の確認が終わり次第、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書に必要な事項を記入して添付書類と一緒に豊山町の窓口に、直接又は郵送でご提出ください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（豊山町の場合）単身・扶養なしの場合：93万円以下、配偶者を扶養の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに豊山町の窓口に、直接又は郵送でご提出ください。また、「豊山町生活応援商品券」の配布を受けている場合には、返還が必要です。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



豊山町 福祉課 福祉グループ

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

Tel0568-28-0912

受付時間 平日8:30~17:15